

現 行	改 正 後
<p>（現場代理人の兼任を認める工事）</p> <p>第4条 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、現場代理人に2件まで兼任させることができるものとする。</p> <p>(1) 主任技術者の専任配置を求めている工事（原則として設計金額<u>4,000</u>万円未満（建築一式工事については<u>8,000</u>万円未満））であること。</p> <p>(2) 既に契約締結している工事が、主任技術者の専任配置を求めている工事（原則として設計金額<u>4,000</u>万円未満（建築一式工事については<u>8,000</u>万円未満））であること。</p> <p>(3) （略）</p> <p>（営業所技術者の配置を認める工事）</p> <p>第9条 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、1件に限り、営業所技術者を工事現場の主任技術者へ配置できるものとする。</p> <p>(1) 市川市と当該営業所とが工事請負契約を締結していること。</p> <p>(2) 当該営業所が市川市内にあること。</p> <p>(3) 主任技術者の専任配置を求めている工事（原則として設計金額<u>4,000</u>万円未満（建築一式工事については<u>8,000</u>万円未満））であること。</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（現場代理人の兼任を認める工事）</p> <p>第4条 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、現場代理人に2件まで兼任させることができるものとする。</p> <p>(1) 主任技術者の専任配置を求めている工事（原則として請負金額<u>4,500</u>万円未満（建築一式工事については<u>9,000</u>万円未満））であること。</p> <p>(2) 既に契約締結している工事が、主任技術者の専任配置を求めている工事（原則として請負金額<u>4,500</u>万円未満（建築一式工事については<u>9,000</u>万円未満））であること。</p> <p>(3) （略）</p> <p>（営業所技術者の配置を認める工事）</p> <p>第9条 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、1件に限り、営業所技術者を工事現場の主任技術者へ配置できるものとする。</p> <p>(1) 市川市と当該営業所とが工事請負契約を締結していること。</p> <p>(2) 当該営業所が市川市内にあること。</p> <p>(3) 主任技術者の専任配置を求めている工事（原則として請負金額<u>4,500</u>万円未満（建築一式工事については<u>9,000</u>万円未満））であること。</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>